

平成25年度

6 美しい景観の保全ととつりらしさを活かした街なみづくりの推進 6-1 美しい景観の保全と創造

01 景観まちづくり活動団体サポート事業

施策

1 事業の目的

景観資源の保存・活用、再生、創造を図るため、自然、歴史文化、街なみなどを活かしたまちづくり活動に取り組む団体に対する支援や、住民参加と多様な主体の協働連携によるまちづくりを推進する取り組みを行う。

2 事業の内容

(1)ワークショップ実施

まちづくりを実践している専門家をファシリテーターとして招くとともに、県内の先進的な取組をしている活動者をアドバイザーとして招いて、ワークショップを実施し、組織化・活動方針策定や組織強化、活動上の課題解決へつなげる。(3箇所程度)

(2)出前座談会

ワークショップの結果を踏まえ、地元住民を巻き込み、具体的な景観まちづくり事業のイメージ・テーマ方針や組織体制について、議論・検討を行う。(1箇所程度)

(3)先進地事例研究・勉強会

先進的な取組を行っている地域の事例を研究し、組織化・活動方針施策や組織強化、活動上の課題解決へつなげる。(3箇所程度)

3 事業の現状及び課題

県内各地で景観まちづくり活動が見受けられるようになったが、活動が続かない、会員が増えないなどの声がある。また、後世に残すべき歴史的・文化的な景観や建造物、街なみが認識されず荒廃しつつある。

景観まちづくり活動の持続可能性を高める上で、景観まちづくり活動団体・住民と市町村等の多様な主体による協働連携が必要である。

連絡先

生活環境部 くらしの安心局 景観まちづくり課 景観づくり担当 電話0857-26-7363,7371

参考URL

鳥取県景観まちづくり課のwebサイトより
「景観まちづくり活動団体をサポートします」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=82839>

平成25年度

6 美しい景観の保全ととつりらしさを活かした街なみづくりの推進
6-1 美しい景観の保全と創造

02 景観行政費

施策

1 事業の目的

景観法に基づく届出制度及び新景観形成条例に基づく制度の運用、その他景観形成施策の総合的な推進と自発的な景観形成活動の促進を図ることにより、良好な景観の保全と創造に努める。

2 事業の内容

景観形成条例の改正、景観計画の策定により景観法に基づく届出制度へ移行したことから、事務処理の流れや審査基準など制度の周知徹底が必要となっている。

(1) 景観形成条例、景観計画の制度周知・運用

景観法に基づき、一定規模以上の建築物の建築等、工作物の建設等、開発行為、土地の開拓、土石の採取、鉱物の掘採、木竹の伐採などをするときに、事前の届出を義務づけるとともに、景観計画に定められた基準に適合しない場合は勧告、公表、変更命令等の必要な措置を講じる等の行為規制を実施する。

(2) 鳥取県公共事業景観形成指針の運用

県が公共事業を行うに当たって遵守すべき景観形成のための指針を制定。この指針に従って、県の公共事業の実施の際、基本設計、詳細設計、施工、維持管理の各段階で「景観評価」を実施する。

(3) 景観形成巡視員

無届行為の発見及び通報、景観上問題の届出済み行為の発見及び報告のため各市町村に景観形成巡視員を配置する。(鳥取市、倉吉市、米子市を除く市町村)

(4) 景観アドバイザー派遣

県が一定規模以上の公共事業を実施する際、各分野の専門家である景観アドバイザーの助言、意見を求め、良好な景観形成を図る。

(5) 市町村の景観行政団体への移行

景観行政の中心的な役割を担う市町村が景観行政団体となり積極的に景観形成に取り組むよう移行を促進する。

3 事業の現状及び課題

景観形成施策を行うことができる景観行政団体は現在、鳥取市、倉吉市、米子市、三朝町の4団体であるが、良好な景観形成に関する具体的な施策は、住民に身近な市町村が中心的な役割を担うのが望ましいことから、今後さらに市町村の景観行政団体への移行を促進する必要がある。

連絡先

生活環境部 くらしの安心局 景観まちづくり課 景観づくり担当 電話0857-26-7363,7371

参考URL

鳥取県景観まちづくり課のwebサイトより

「景観法に基づく届出制度」 <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=47450>

「公共事業の景観形成について」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=95640>

「景観アドバイザーについて」 <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=47452>

平成25年度

6 美しい景観の保全ととつりらしさを活かした街なみづくりの推進 6-2 歴史的、文化的街なみの保存と整備

01 地域資産・資源の保全活用

施策

1 事業の目的

県内に在する豊富な「錦絵となまこ壁」等の地域資産の保全・活用・情報発信を通して、地域資産を活かした景観歴史のかおり豊かなまちづくりを目指す。

また、左官等の伝統技術の文化、「日本(山陰)の美」について考察を深め、鳥取県の隠れた地域資産を再発見・再認識し、まちづくり活動につなげる。

2 事業の内容

街並み環境整備事業等の推進による活用支援

3 事業の現状及び課題

(1)後世に残すべき歴史的・文化的景観や街なみが認識されておらず、顧みられることがなく荒廃しつつある。このような地域における課題を解決し、持続可能なまちづくりを進めていくためには、歴史的・文化的景観等に対する理解を高め、住民の参加を促し多様な主体間の協働・連携を図る必要がある。

(2)社会資本整備総合交付金の前提条件となるまちづくりへの住民同意に向けた機運を高め、地域資源への気づきや保全・活用により地域住民、活動団体及び行政が一体となったまちづくりを進める。

連絡先

生活環境部くらしの安心局景観まちづくり課 まちづくり担当 電話0857-26-7390

参考URL

平成25年度

6 美しい景観の保全ととつとりらしさを活かした街なみづくりの推進
6-2 歴史的、文化的街なみの保存と整備

02 鳥取県伝統建築技能者団体活動支援事業

施策

1 事業の目的

伝統的な木造建築物の維持、保全を行う伝統継承者の育成を図るとともに、県内の
錆絵なまこ壁の啓発等の活動の推進を図る。

2 事業の内容

木造建築に携わる建築大工、左官、板金及び建具の技能士により組織される団体が
行う、(1)から(4)の事業及び錆絵なまこ壁の保全・活用等の推進を目的として組織さ
れる民間団体が行う(5)の事業に要する経費に対して助成

(1)研修等事業

伝統技能の継承を目的とした研修会、会議の開催又は参加

(2)競技大会経費

県内外で行われる技能競技大会への参加又は県内での競技大会の開催

(3)技能振興活動

伝統技能の振興を目的とした展示会、ものづくり体験教室等の開催

(4)錆絵なまこ壁に関する事業

技能振興活動、研修等事業、技能競技大会

(5)情報発信活動支援事業

県内の錆絵なまこ壁の普及・啓発等を目的とした展示会、ものづくり体験教室、小学
校等への出前講座の開催

3 事業の現状及び課題

県内の木造建築の着工数は減少し続けており、大工・左官等の建築に携わる職人の
減少及び高齢化が進み、後継者不足は深刻化している。



(本文_H25改正)伝建団体支援 交付要綱.doc

連絡先

生活環境部 くらしの安心局住宅政策課 企画担当 電話0857-26-7398

参考URL

鳥取県景観まちづくりのwebサイトより
「まちづくりの推進」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=47548>

平成25年度

6 美しい景観の保全ととつとりらしさを活かした街なみづくりの推進
6-2 歴史的、文化的街なみの保存と整備

03 「とつとり匠の技」活用リモデル事業

施策

1 事業の目的

伝統的な木造建築物の維持保全に携わる建築大工、左官及び建具技能士の伝統技能を活用した建物の改修等を支援することで、職人技の活用の場を創出し、技能の継承及び既存ストックと空き家・空き店舗の有効利用を促進する。

2 事業の内容

(1) 伝統技能活用助成(補助金)

伝統技能を活用した建築物(住宅を除く)の模様替えに係る経費の一部を助成する。

○助成要件: 建築物の改修部分の床面積が7m²以上かつ伝統技能のうち2種以上を活用するもの

○補助率: 1/2(国1/4、県1/4、所有者1/2)

○補助額: 伝統技能のうち2種以上の活用に係る経費
(上限500千円)

補助対象項目及び補助単価

補助対象項目	補助単価
(1) 建築大工技能士 県産材を使用して、内装造作を見付面積で7m ² 以上仕上げとするもの。	13千円/m ²
(2) 左官技能士 木摺り下地の上に、土塗りにより見付面積で7m ² 以上仕上げとするもの。	15千円/m ²
(3) 建具技能士 県内に本拠地を置く建具業者が作成した木製建具(框戸、格子戸、障子、欄間等)を見付面積で3m ² 以上使用するもの。	19千円/m ²

○事業費: 1,500千円(500千円×3件)

(2) リーフレット作成委託

本事業を事業者に周知するためにリーフレットを作成する。

(デザイン、版下作成)

3 事業の現状及び課題

連絡先

生活環境部 くらしの安心局 住宅政策課 企画担当 電話0857-26-7398

参考URL

平成25年度

6 美しい景観の保全ととつとりらしさを活かした街なみづくりの推進
6-2 歴史的、文化的街なみの保存と整備

04 とつとりの美しい街なみづくり事業

施策

1 事業の目的

国庫交付金事業(街なみ環境整備事業)を活用して街なみの整備を行う場合に民間事業者(個人を含む。)の費用負担軽減を行うことで、とつとりの美しい伝統的な街なみを保全し、地域の歴史や文化に根ざした個性的な街なみを残す取組みを促進する。

2 事業の内容

街なみ環境整備事業を実施する市町村に対し、補助金を交付する。

3 事業の現状及び課題

- (1)伝統的な民家が解体され更地になっていたり、プレハブ住宅や、洋風住宅が伝統的な民家の間に挟まれるように建築され、住宅の道路からの後退距離がまちまちに建築されており、これまで維持されていた地域の街なみが統一性のない、地域の歴史や文化が感じられない没個性的なものとなってきている。
- (2)良好な美観を有する街なみをつくるため、県内で数カ所が街なみ環境整備事業を実施しているが、個人住宅修景整備については所有者の事業費負担が困難で整備が進まない状況もある。

連絡先

生活環境部くらしの安心局景観まちづくり課まちづくり担当 電話0857-26-7390

参考URL

平成25年度

6 美しい景観の保全ととつとりらしさを活かした街なみづくりの推進
6-2 歴史的、文化的街なみの保存と整備

05 史跡妻木晩田遺跡保存活用事業

施策

1 事業の目的

国史跡妻木晩田遺跡整備活用保存計画に基づき、遺跡の環境整備及び遺跡の解明のための発掘調査を実施し、併せて弥生時代の暮らしを体験できる事業を行うなど、多くの人に活用してもらうための普及啓発活動を行う。

2 事業の内容

- (1) 保存整備事業
基本計画に基づき、環境整備工事等を実施
- (2) 調査研究事業
遺跡の全容を解明するための発掘調査を実施
- (3) 活用事業
各種体験事業やイベントを開催

3 事業の現状及び課題

<現 状>

平成23年4月にグランドオープンを迎え、展示施設である「弥生の館むきばんだ」や、復元された弥生のムラ、発掘体感ひろば施設などがあり、二千年前を体感しながら散策できる史跡公園として公開されている。

連絡先

鳥取県教育委員会 文化財課 歴史遺産室 電話0857-26-7932

参考URL

むきばんだ史跡公園ホームページ

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=41862>

平成25年度

6 美しい景観の保全ととつりらしさを活かした街なみづくりの推進
6-2 歴史的、文化的街なみの保存と整備

06 史跡青谷上寺地遺跡保存活用事業

施策

1 事業の目的

「史跡青谷上寺地遺跡整備活用基本計画」に基づき、史跡の公有化と活用を進めるとともに、発掘調査を実施して整備・活用に必要な情報を収集する。
併せて出土品の再整理と調査研究を行い、その成果を発信していく。

2 事業の内容

(1) 史跡指定地公有化・保存活用事業

○史跡の保存・整備・活用に資するため、指定地を平成20年度から10ヵ年かけて公有化

○地域住民と県・鳥取市の協働連携による史跡の維持管理・活用を目指し、史跡保存活用協議会を設立して様々な活用事業を実施

(2) 発掘調査事業

発掘調査、遺跡周辺調査、埋蔵環境調査などを実施し、青谷上寺地遺跡の実態解明および史跡整備に必要なデータを収集

(3) 出土品調査研究事業

出土品の調査研究、保存処理、レプリカ作成などを行い、活用を図るとともに情報発信も実施

3 事業の現状及び課題

現地整備が完成するまでの期間に行う史跡の活用や情報発信の方法等が大きな課題。史跡保存活用協議会等で検討を行っているところ。

連絡先

鳥取県教育委員会 文化財課 歴史遺産室 電話0857-26-7932

参考URL

鳥取県教育委員会文化財課のwebサイトより

「とつり弥生の王国情報発信(妻木晩田・青谷上寺地遺跡)」→「青谷上寺地遺跡の整備と活用」

→青谷上寺地遺跡ホームページ <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=4271>